

大阪府建設工事電子入札心得

（目 的）

第1条 この心得は大阪府が大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）を用いて行う一般競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条に規定する総務大臣の定める額以上の工事（以下「特定建設工事」という。）に係る一般競争入札のうち、大阪府総務部契約局低入札価格調査の特例として実施する特別重点調査に関する要綱に規定する特別重点調査を実施する場合は、この心得に定めるもののほか、別に心得を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）、大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、特定建設工事に係る一般競争入札に参加するときは、前項のほか、同政令及び大阪府の物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年大阪府規則第77号）を遵守しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札手続に際し、大阪府の指示に従い、円滑な入札執行に協力し、正常な入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者として入札手続にのぞまなければならない。
- 4 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書、補足説明書、質問回答書及びその他交付書類）、契約書案及びその他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札手続をしなければならない。
- 5 入札手続及び契約に関して、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

（公正な入札の確保）

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）、同法施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札書に記載する金額（以下「入札金額」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札金額又は工事費内訳書の内容を開示してはならない。
- 4 入札参加者は、「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づく事情聴取その他の調査に協力し、誓約書等の提出に応じなければならない。
- 5 入札参加者は、入札手続きにおいて、次の各号の行為を行ってはならない。
 - (1) 談合その他不正行為により入札手続を行うこと
 - (2) 同一の入札手続において、自己のほか、他人の代理人を兼ねること
 - (3) 同一の入札手続において、2以上の代理人となること
 - (4) システムの不正な利用及びＩＣカードの不正な使用を行うこと

(関係会社の参加制限)

第3条の2 入札参加者は他の入札参加者との関係において、次の各号のいずれかに該当する場合、同一の入札についてそのうちの1者しか参加することができない。なお、入札参加者が上記を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは前条第2項に該当するものではない。

- (1) 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）と同条第4号の2に規定する親会社等（以下「親会社等」という。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員
 - ④ 組合の理事
 - ⑤ その他①から④までに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 事業所を同じくする場合
- (7) その他入札の公正さが阻害されると認められる関係にある場合

（入札手続の方法等）

第4条 システムを利用できる者は、大阪府の入札参加資格に登録された者又はその代表者から入札参加資格申請、入札・見積権限について委任を受けた者（以下「システム利用者」という。）とする。

2 前項で規定するシステム利用者は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第 13 条第1項第1号の電子証明書（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、大阪府にＩＣカード登録しておかなければならない。

（入札参加資格等）

第5条 入札参加者は、地方自治法施行令及び財務規則に基づく公告において指定した期日までに、入札参加資格に関する書類を大阪府に提出しなければならない。

2 前項の提出があった場合、一部の入札参加資格の有無について、システムにおいて自動審査（以下「自動審査」という。）を実施し、その結果を記載した通知書をシステムにより交付することで当該入札参加者に通知する。

3 大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱（以下「要綱」という。）第 20 条第3項に規定する落札候補者（以下「落札候補者」という。）となった者に対しては、開札後に、自動審査を行った項目については事後確認を実施するとともに、それ以外の入札参加資格に関する項目については事後審査（以下、事後確認と事後審査を併せて「事後審査等」という。）を実施するため、落札候補者は、事後審査等に必要な書類を指定した日時までに提出しなければならない。なお、事後審査等に必要な書類を提出しない落札候補者が、その意思を明示した書類を提出した場合はこの限りでない。

4 大阪府は、事後審査等に当たって、必要に応じ、落札候補者の営業所の実態について、現地で調査（以下「営業所の現地調査」という。）を行う。落札候補者は、求めがあったときには、営業所の現地調査に立会い、当該調査に協力しなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加することはできない。

- （1）第1項に規定する公告等に掲げる入札に参加する者に必要な資格を有しない者
- （2）公告等の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者
- （3）前各号に掲げるもののほか、正常な入札執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又はなした者

（低入札価格調査資料の提出等）

第6条 低入札価格調査制度を適用する工事において、低入札価格調査基準価格未満の価格で入札書を提出した落札候補者は、低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を指定した日時までに提出しなければならない。ただし、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）（以下「低入札要綱」という。）第3条第2項の規定により入札書が無効となった者はこの限りではない。

2 調査資料は、設計図書等の規定に従って作成しなければならない。

(入札書等の提出)

第7条 自動審査の結果、入札参加資格が「有」とされた入札参加者は、定められた期間内にシステムにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札書の提出に際して当該入札金額の根拠となる工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を提出しなければならない。ただし、再度の入札の場合は、この限りではない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札参加者は、システムにより提出した入札書について、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札書の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第3条第5項、第3条の2各号及び第5条第5項のいずれかに該当する場合の入札書
- (2) 所定の日時又は所定の場所に提出しない者が提出した入札書
- (3) 入札手続に関する権限を委任されていない代理人が提出した入札書
- (4) システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目や記述を入力した事項を含む入札書
- (5) 入札参加者の電子計算機等の異常等により開札時において文字、数字等が判読できない入札書
- (6) システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した事項を含む入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 工事費内訳書を提出しない者が提出した入札書（第7条第2項ただし書の場合を除く。）
- (9) 提出された工事費内訳書に記載された工事費の額と入札額が同額でなければならないとした入札において、異なる価格で提出した入札書
- (10) 提出された工事費内訳書に記載された純工事費の額を下回らない入札額でなければならないとした入札において、純工事費の額を下回る価格で提出した入札書
- (11) 事後審査等に必要な書類を指定した日時までに提出しない者が提出した入札書
- (12) 配置予定技術者の確認に必要な書類の原本照合を参加資格要件とした入札で照合ができない者が提出した入札書
- (13) 営業所の現地調査に協力しない者が提出した入札書
- (14) 営業所の現地調査の結果、営業所としての実態が確認できない者が提出した入札書
- (15) 低入札価格調査制度を採用した入札において、第6条第1項に基づき調査資料を提出しなければならないにもかかわらず、当該調査資料を提出しなかった者が提出した入札書

（ただし、低入札要綱第2条第8号に規定する意向確認設定案件において、低入札要綱第2条第7号に規定する意向確認書（以下「意向確認書」という。）により提出の意思を示した者が調査資料を提出しなかった場合を除く。）

(16) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して提出した入札書

（失 格）

第10条 次の各号のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 低入札価格調査制度を採用した入札で、次の各号のいずれかに該当すると認められる入札書を提出した者

- ① 大阪府の積算に計上している項目が見積られていない等必要な費用が計上されていない場合
- ② 積算方法の説明ができない場合
- ③ 下請け見積り内容が積算内訳に適正に反映されていない場合
- ④ 当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 意向確認書において調査資料を提出する意思を示したにもかかわらず、指定した日時までにこれを提出しなかった者
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合
- ⑦ 当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると判断された場合
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、部局長等が要領等により別に定めた低入札価格調査に係る失格の基準に該当する場合

(2) 低入札価格調査制度を採用し、かつ、失格基準価格を設定した入札において、失格基準価格未満の価格の入札書を提出した者

(3) 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格未満の価格の入札書を提出した者

(4) 開札の日から落札決定の日までの期間において、次の各号のいずれかに該当した者（共同企業体の場合は共同企業体の構成員、又は業務を提携して参加する者の場合は業務提携書に記載の業務提携者のいずれかの者）

- ① 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた者
- ② 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した者（建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は同法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、「電子入札公告」に定める種類以外の種類に係るものを受けた者を除く。）
- ③ 大阪府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者
- ④ 堺市からの受託事業であることを第5条第1項に規定する公告において明示している入札（以下「堺市受託事業の入札」という。）において、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けた者

- ⑤ 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、同規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当したと認められる者
- ⑥ 堺市受託事業の入札において、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）に基づく入札参加除外を受けた者
- (5) 前各号に定めるもののほか、入札公告等において示した事項に該当した者

（異議の申出）

第11条 入札参加者は、入札書の提出後、この心得、契約書案の各条項、設計図書等について不明等を理由として異議を申し出ることとはできない。ただし、建設工事等の公表後の予定価格に対する質疑に関する要綱に基づく質疑については、この限りではない。

（苦情処理）

第12条 入札参加者は、特定建設工事に係る一般競争入札については、入札手続について、大阪府政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

（その他）

第13条 入札手続に際しては、すべて大阪府の指示に従わなければならない。

附 則

公告日が令和7年4月1日以降の案件に適用する。

（制定 平成29年4月1日）

（制定 令和元年8月26日）

（制定 令和2年12月25日）

（制定 令和6年4月1日）

（制定 令和7年1月6日）

（改定 令和7年4月1日）